

# 「県と市町村のジェンダーに関する施策の研究会」について (中間報告)

令和 4 年 10 月 27 日

県 民 文 化 部

## 1 研究会の概要

### (1) 目的

時代の変遷に伴い家族の姿や人々のライフスタイルが多様化する中、誰一人取り残さない社会を実現するため、県と市町村が性的マイノリティを含むジェンダーに関する現状と課題を共有し、必要な施策について研究する。

### (2) 研究事項

- ① 男女共同参画と性的マイノリティに関する現状と課題の共有
- ② ジェンダーギャップの解消、生き方の変化・多様化に向けた施策の研究
- ③ 同性パートナーシップ制度を含む性的マイノリティ支援施策の研究

### (3) 構成員市町村等

#### ア 構成市町村

岡谷市、伊那市、大町市、飯山市、佐久市、東御市  
軽井沢町、長和町、豊丘村、生坂村、松川村、山ノ内町、野沢温泉村

#### イ オブザーバー

長野県市長会及び長野県町村会の事務局次長  
研究事項に関心のある市町村

## 2 実施状況

	会 議 事 項
第 1 回 (7.8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究会開催の趣旨及び研究事項等について</li> <li>○ 男女共同参画・ジェンダーに関する現状と課題について</li> <li>○ 性的マイノリティの置かれている現状と課題及び同性パートナーシップ制度について</li> </ul>
第 2 回 (9.14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性的マイノリティの生きづらさ・行政に望む支援策等について 講演 講師 杉山 文野 氏 演題 「はじめての LGBTQ ～性の多様性と人権～」</li> <li>○ 男女共同参画に資する取組等に関する調査について</li> </ul>
第 3 回 (10.18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の同性パートナーシップ制度骨子素案(たたき台)について</li> <li>○ 県と市町村の制度導入の進め方及び県の制度に対応した支援施策の実施について</li> <li>○ 男女共同参画に資する取組等に関する調査の結果について</li> </ul>

### 3 第3回研究会において合意した事項

#### 《 県と市町村の同性パートナーシップ制度導入の進め方 》

##### 1 県による同性パートナーシップ制度の導入及び支援施策

県は、同性パートナーシップ制度（別添「しあわせ信州パートナーシップ届出制度（仮称）の骨子素案」参照）を導入し、制度に対応した支援施策のさらなる拡充について検討していく。

##### 2 県の制度と市町村の制度の関係

既に同様の制度を導入している市の制度は継続し、今後市町村において独自に制度を導入することも可能とする。

県の制度と市町村の制度は相互に尊重することとし、制度に対応した支援施策については連携して実施する。

##### 3 県が制度を創設した場合の市町村の支援施策

市町村は、それぞれの実情に応じて、県の証明書を活用した性的マイノリティの方々の支援施策の可否を検討し、できるところから順次実施していく。

なお、当面は、公営住宅や公立病院の対応について優先的に検討を行う。

# 「しあわせ信州パートナーシップ届出制度（仮称）」の骨子素案 （たたき台）

令和4年10月27日  
県民文化部

## 1 制度の趣旨・目的

- 性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し、生活上の障壁を取り除く。
- 性的マイノリティの方々への県民の理解促進を図る。
- 「多様性が尊重される温かく公正な社会」の実現を目指す。

## 2 制度の基本設計

### (1) 制度の名称

「しあわせ信州パートナーシップ届出制度（仮称）」とする。

### (2) 実施根拠

「しあわせ信州パートナーシップ届出制度実施要綱（仮称）」を制定する。

### (3) 制度の効力

法律上の婚姻とは異なる制度（戸籍や住民票の記載が変わることはない。）

### (4) 利用対象者

少なくとも一方が性的マイノリティである2人を対象者とする。

### (5) 届出の要件等

#### ア 届出要件

- ① 双方が成年であること
- ② 双方が婚姻をしていないこと
- ③ 双方がほかの者とパートナーシップ関係にないこと
- ④ 双方が民法により、結婚できない関係にないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）
- ⑤ 少なくとも一方が県内に居住していること又は三か月以内に県内への転入を予定していること

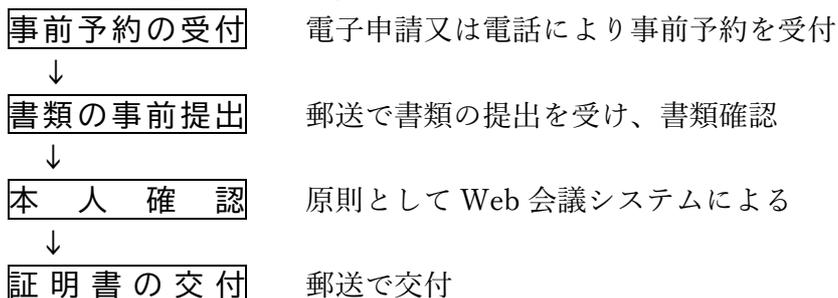
#### イ 提出書類

- ① 届出書・確認書（県要綱による様式、届出要件ア③などを確認する。）
- ② 住民票の写し、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等

## 3 手続の方法等

### (1) 手続の流れ

- プライバシー確保に配慮するため、電子申請、郵送、Web 会議システムを活用し、人権・男女共同参画課で一括して対応する。



## (2) 証明書（届出受領証）の交付

### ア 証明の内容

- 「2人がパートナー関係にあるとした届出を受領したこと」を証明する証明書を交付する。
- 証明書の名称は、「しあわせ信州パートナーシップ届出受領証明書（仮称）」（以下「届出受領証」という。）とする。

### イ 届出受領証の形式等

- A4サイズの書類1枚
- 携帯用のプラスチックカード2枚（届出者に1枚ずつ）

### ウ 届出受領証の付記事項

- 生計を同一とする子ども（パートナーのいずれかの実子・養子）の名前
- トランスジェンダーなどで日常的に通称を使用している場合は、携帯用カード表面に通称を記載する（本名は裏面に記載）。

## (3) 変更等の届出、届出受領証の再発行等

### ア 届出の変更

住所、氏名（子どもを含む）、その他届出受領証の記載事項に変更（失効に該当しない変更）が生じた場合は、変更届出書の提出を要する。

### イ 証明書の再発行

紛失、棄損等の理由により、届出受領証の再発行を求める場合は、再発行請求書の提出を要する。

## (4) 届出受領証の返還を要する場合

### ア 失効する場合

- パートナーシップ関係を解消したとき（関係破綻<sup>※1</sup>を含む）
- パートナーの一方が死亡<sup>※2</sup>したとき
- 双方が県外へ転出したとき

※1 パートナー関係破綻等の場合は、双方に返還させる。一方のみから返還された場合は他方に返還を促す。

※2 パートナーの死亡による場合、返還者が希望するときは、失効処理をした上でお渡しする（記念とするため）。

### イ 無効の場合

- 不正利用等（不正利用、偽造又は変造）があったと認めるとき
- 届出が無効（虚偽の届出、届出要件を充たしていなかった場合）であったと認めるとき

### ウ その他

紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見したとき（発見した再交付前の受領証を返還）

#### 4 県内市町村の制度との関係

- 県内市町村の証明書が県に提示された場合は、県の届出受領証と同等のものとして取り扱う。
- 届出要件に該当する場合は、県と市町村のいずれか又は両方に届出することができる。

#### 5 届出受領証に基づく支援施策

- 県は、本制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で支援施策を提供する。  
(例)・公営住宅への入居、公立病院における親族・家族同等の対応  
・職員宿舎への入居等の職員の福利厚生での夫婦・家族同等の対応 など。
- 市町村や民間事業者等についても、制度の趣旨を理解し夫婦・家族同等のサービスの提供を行ってもらえるよう県として働きかけていく。